

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 1 紙マニフェストの印字
2 多量排出事業者処理計画



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会1)

収集運搬業者ですが、紙マニフェストの印字について、お尋ねします。通常、排出事業者名や運搬受託者、処分受託者に係る個所など、毎回変更のない箇所について印字されている場合がありますが、交付担当者の氏名が印字されているマニフェストがあります。交付担当者まで印字して問題ありませんか。

(回答1)

結論から申し上げます、実態がその通りであれば問題ないと思います。毎回、交付担当者欄に記載された方から、産業廃棄物とともに交付されるのであれば、問題ないと思います。しかし、担当者の方が休暇を取得することもあるでしょうし、担当者が変わることも想定されます。担当者ごとに印字されているのであれば、問題ないと思います。廃棄物処理法は処理基準や許可の条件などについて、細かく記載されていますが、さすがにマニフェストの印字についてまで決まりはありません。

(照会2)

当社は、年間産業廃棄物を1万トン程度排出する多量排出事業者です。梱包材の節約などごみ減量に努めていますがなかなか数字に表れておりません。そこで、段ボールなどの紙については、もっぱら物なので、マニフェストを交付せず業者と契約した古紙業者で再利用してもらっています。そこで、排出する産業廃棄物を原料にするため、古紙業者に再利用してもらっている紙について、多量排出事業者の処理計画の対象から外して問題ありませんか。

(回答2)

多量排出事業者の制度は平成12年に追加された制度で、産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上排出する者を対象に、前年度の実績と当該年度の処理計画を6月30日までに県等に報告する制度です。確かに専ら物を処理する時には許可不要ですが、廃棄物であることには変わらず、従来から処理ルートが確立されており再利用されることが確実なため許可不要となっているものです。廃棄物には変わりがないと思いますので対象から外すことはできないと思いますが、念のため、6月30日までに報告する実績報告書、処理計画を提出するにあたり、県等に確認してください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。(5月1日現在、11件契約)

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。